

平成25年2月8日

第2461号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（42・農業経済課）…………… 1
- 環境影響評価書の作成及び縦覧（43・港湾空港課）…………… 2

## 公 告

- 土地改良区の合併の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 3
- 県営土地改良事業工事の完了（平鹿地域振興局農林部）…………… 3

## 収用委員会告示

- 土地収用事件の審理の開始（2）…………… 3

## 告 示

## 秋田県告示第42号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年2月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 届 出 事 項  |     |                                 | 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所       |   |
|--|-----|---------------------------------|------------------------|---|
| 発起人の住所及び氏名   | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 | 縦覧期間                   | 縦覧場所  |
| にかほ市金浦字頃田<br>232番地1<br>柳田章<br>にかほ市飛字飛ヶ崎2<br>番地<br>佐々木鉄也      | 金浦  | 秋田県漁業協同組合                       | 平成25年2月8日から<br>同月22日まで | にかほ市金浦字塩焚浜番外<br>地<br>秋田県漁業協同組合南部総<br>括支所        |
| にかほ市三森字浜田<br>193番地<br>伊藤重之<br>にかほ市平沢字坂ノ下<br>147番地<br>秋田則一    | 仁賀保 | 秋田県漁業協同組合                       | 平成25年2月8日から<br>同月22日まで | にかほ市平沢字上町42<br>秋田県漁業協同組合南部総<br>括支所平沢支所          |
| にかほ市象潟町一丁目<br>塩越29番地3<br>佐々木増春<br>にかほ市象潟町小砂川<br>字石橋69<br>森政守 | 象潟  | 秋田県漁業協同組合                       | 平成25年2月8日から<br>同月22日まで | にかほ市象潟町字入湖の潤<br>19の3<br>秋田県漁業協同組合南部総<br>括支所象潟支所 |
| 山本郡八峰町八森字岩   | 八森  | 秋田県漁業協同組合                       | 平成25年2月8日から            | 山本郡八峰町八森字横間                                     |

|  |     |   |                        |   |
|--|-----|---|------------------------|---|
| 館8番地<br>千葉好美<br>山本郡八峰町八森字滝<br>の間253番地2<br>藤田博英                                       |     |   | 同月22日まで                | 156番地先<br>秋田県漁業協同組合北部総<br>括支所   |
| 能代市字鳳凰岱163番<br>地の8<br>平川清重<br>能代市字田子向81番地<br>4<br>宮腰繁<br>能代市能代町字日和山<br>下22番地<br>大原文雄 | 能代市 | 秋田県漁業協同組合<br><br>能代市浅内漁業協同組合<br><br>三種町八竜漁業協同組合 | 平成25年2月8日から<br>同月22日まで | 能代市能代町字日和山下13<br>番地<br>秋田県漁業協同組合北部総<br>括支所能代支所<br>能代市浅内字浅内83番地<br>能代市浅内漁業協同組合<br>山本郡三種町浜田字福沢63<br>番地<br>三種町八竜漁業協同組合 |
| 男鹿市北浦入道崎字家<br>の上325番地<br>鎌田幸博<br>男鹿市北浦西黒沢字中<br>山2番地1号<br>加藤金良                        | 島   | 秋田県漁業協同組合                                       | 平成25年2月8日から<br>同月22日まで | 男鹿市北浦入道崎字嶋畑53<br>番地<br>秋田県漁業協同組合北浦総<br>括支所島支所   |

## 秋田県告示第43号

秋田県環境影響評価条例（平成12年秋田県条例第137号）第21条第2項の規定により、環境影響評価評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同条例第23条の規定に基づき、次のとおり公告し、評価書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

平成25年2月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

秋田県

## (2) 代表者の氏名

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## (3) 主たる事務所の所在地

秋田市山王四丁目1番1号

## 2 対象事業の名称、種類及び規模

## (1) 名称

能代市公有水面における産業廃棄物最終処分場設置事業

## (2) 種類

産業廃棄物最終処分場の設置の事業

## (3) 規模

埋立処分の用に供される場所の面積 約20ヘクタール

## 3 対象事業実施区域

能代市地先公有水面

## 4 関係地域の範囲

能代市

## 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

## (1) 縦覧の場所

ア 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部港湾空港課

イ 能代市字大森山1番2号 秋田県能代港湾事務所

ウ 能代市上町1番3号 能代市行政情報コーナー

## (2) 縦覧期間

平成25年2月8日(金)から同年3月11日(月)まで(ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。)

## (3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、平成25年1月31日土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年2月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 合併により設立された土地改良区  
馬場目川水系土地改良区
- 2 合併により解散した土地改良区  
南秋田郡真崎堰土地改良区  
南秋田郡大川土地改良区  
南秋田郡五城目土地改良区

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、秋田県仙南土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町飯詰字轄町53番地1

本 間 純 男

県営土地改良事業(十日町地区水田農業経営確立排水対策特別事業)につき、その工事を平成25年1月22日完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 収 用 委 員 会 告 示

## 秋田県収用委員会告示第2号

秋田県収用委員会は、起業者国土交通大臣から平成24年12月5日に申請のあった一級河川子吉川水系子吉川改修工事(石脇地区河道掘削・左岸:秋田県由利本荘市下川原中島地内から同市八幡下地内まで、右岸:秋田県由利本荘市石脇字石ノ花地内から同市川口字下菖蒲崎地内まで)に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和51年秋田県収用委員会告示第1号)第6条の規定に基づき、公告する。

平成25年2月8日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 審理開始の期日 平成25年4月24日 午後2時30分
- 2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号  
秋田地方総合庁舎 6階 総庁大会議室